

森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官）

一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改 正 後 単価適用年月日：令和4年5月1日以降	現 行																
<p>第1～第5 （略）</p> <p>第6 請負工事費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 請負工事費の積算</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 一般管理費等及び消費税等相当額 ア 一般管理費等の算定 （略）</p> <p>表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>23.57%</u></td> <td>(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td style="text-align: center;"><u>9.74%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 一般管理費等率算定式  <math display="block">Gp = -4.97802 \cdot \log(Cp) + 56.92101</math>                     ただし、Gp：一般管理費等率（%）                      Cp：工事原価（単位：円）                      Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	<u>23.57%</u>	(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率	<u>9.74%</u>	<p>第1～第5 （略）</p> <p>第6 請負工事費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 請負工事費の積算</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 一般管理費等及び消費税等相当額 ア 一般管理費等の算定 （略）</p> <p>表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>22.72%</u></td> <td>(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td style="text-align: center;"><u>7.47%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 一般管理費等率算定式  <math display="block">Gp = -5.48972 \cdot \log(Cp) + 59.4977</math>                     ただし、Gp：一般管理費等率（%）                      Cp：工事原価（単位：円）                      Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	<u>22.72%</u>	(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率	<u>7.47%</u>
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの														
一般管理費等率	<u>23.57%</u>	(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率	<u>9.74%</u>														
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの														
一般管理費等率	<u>22.72%</u>	(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率	<u>7.47%</u>														